

廃棄物減量等推進員の活動等に関する要綱

制定 平成18年 3月31日部長決定 要綱第 83 号
改定 平成21年 4月 1日部長決定 要綱第 273 号
改正 平成27年 4月 1日所長決定 要綱第 333 号

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物の減量およびリサイクルの推進を図るため、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例第8条に基づき設置する品川区廃棄物減量等推進員(以下、「推進員」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格と組織)

第2条 区長は、町会・自治会の推薦500名以内および公募100名以内により、次の資格を有する者のうちから推進員を選任するものとし、上限は600名とする。

- (1) 一般廃棄物の減量およびリサイクル活動に対して、熱意と識見を有するものであること。
- (2) 区内に在住または在勤するものであって、満20歳以上であること。
- (3) 第5条に規定する活動を遂行できるものであること。

2 区長は、推進員の選定にあたっては、地域特性、地域バランスを考慮し、決定することができる。

(委嘱)

第3条 区長は、前条の規定に基づき選任した者を推進員として委嘱するものとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は2年間とし、再任は妨げない。ただし、補欠として推進員に委嘱したものに係る任期は、前任者の残任期間とする。

(活動内容)

第5条 推進員は、一般廃棄物の減量および適正な処理に関し、区長が主宰する会議、研修等に参加するもののほか、次の各号に規定する活動を行うものとする。

- (1) 清掃およびリサイクル事業の普及啓発に関すること。
- (2) 地域における廃棄物の減量およびリサイクル活動の推進および相談に関すること。
- (3) 廃棄物の排出状況の報告等に関すること。
- (4) 清掃およびリサイクル事業に関する調査等への協力に関すること。

(情報交換)

第6条 品川区清掃事務所長および推進員は、前条に規定する活動を円滑に実施するため、お互いに情報交換または連絡調整を行うものとする。

(活動費)

第7条 区長は、推進員に対しその活動に必要な連絡通信事務費相当分として、年額2千円を支払うものとする。

(事務局)

第8条 推進員に係わる事務を掌理するため、都市環境部品川区清掃事務所に事務局を置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進員の選定、活動その他必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。